

みどり総合法律事務所の費用の基準
(日弁連の旧報酬基準を準用しています)

法律相談等	2
民事事件	2
1. 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・ 行政事件・仲裁事件	2
2. 調停事件及び示談交渉事件	2
3. 契約締結交渉	3
4. 督促手続事件	3
5. 離婚事件	4
6. 保全命令申立事件等	4
7. 民事執行事件	5
8－1. 破産・会社整理・特別清算，会社更生の申立事件	5
8－2. 民事再生事件	6
9. 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	7
刑事事件	8
1. 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な 刑事事件	8
2. 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	8
3. 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	9
裁判外の手数料	10
1. 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	10
2. 内容証明郵便作成	10
3. 遺言書作成	11
4. 遺言執行	11
5. 任意後見及び財産管理・身上監護	12
その他	13
1. 顧問料	13
2. 日当	13

法律相談等

報酬の種類	弁護士報酬の額
初回市民法律 相談料	30 分ごとに 5000 円から 1 万円の範囲内の一定額
一般法律相談 料	30 分ごとに 5000 円から 2 万 5000 円以下 (専門 の場合)

民事事件

1. 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金	事件の経済的利益の額が 300 万円以下の場合 8% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 5%+9 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 3%+69 万円 3 億円を超える場合 2%+369 万円 ※着手金の最低額は 10 万円	①
報酬金	事件の経済的利益の額が 300 万円以下の場合 16% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 10%+18 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 6%+138 万円 3 億円を超える場合 4%+738 万円	

2. 調停事件及び示談交渉事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金 報酬金	1 に準ずる。ただし、それぞれの額を 3 分の 2 に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1 の 2 分の 1 ※着手金の最低額は 10 万円	①

3. 契約締結交渉

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考	
着手金	事件の経済的利益の額が 300 万円以下の場合	2%	①
	300 万円を超え 3000 万円以下の場合	1%+3 万円	
	3000 万円を超え 3 億円以下の場合	0.5%+18 万円	
	3 億円を超える場合	0.3%+78 万円	
	※着手金の最低額は 10 万円		
報酬金	事件の経済的利益の額が 300 万円以下の場合	4%	
	300 万円を超え 3000 万円以下の場合	2%+6 万円	
	3000 万円を超え 3 億円以下の場合	1%+36 万円	
	3 億円を超える場合	0.6%+156 万円	

4. 督促手続事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考	
着手金	事件の経済的利益の額が 300 万円以下の場合	2%	①
	300 万円を超え 3000 万円以下の場合	1%+3 万円	
	3000 万円を超え 3 億円以下の場合	0.5%+18 万円	
	3 億円を超える場合	0.3%+78 万円	
	※訴訟に移行したときの着手金は、1 の額と上記の額の差額とする。 ※着手金の最低額は 5 万円		
報酬金	1 の額の 2 分の 1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。		

5. 離婚事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
調停事件 交渉事件	着手金 報酬金	それぞれ 20 万円から 50 万円の範囲内の額 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の 2 分の 1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1 又は 2 による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	①
訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ 30 万円から 60 万円の範囲内の額 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の 2 分の 1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1 又は 2 による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	

6. 保全命令申立事件等

報酬の種類	弁護士報酬の額	
着手金	1 の着手金の額の 2 分の 1. 審尋又は口頭弁論を経たときは、1 の着手金の額の 3 分の 2. ※着手金の最低額は 10 万円	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。
報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1 の報酬金の額の 4 分の 1 審尋又は口頭弁論を経たとき 1 の報酬金の額の 3 分の 1 本案の目的を達したとき 1 の報酬金に準じて受けることができる。	

7. 民事執行事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	
民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。
	報酬金	1の報酬金の額の4分の1	
執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の4分の1	この場合の着手金は、1の3分の1 ※着手金の最低額は5万円

8-1. 破産・会社整理・特別清算，会社更生の申立事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	
着手金	資本金，資産及び負債の額，関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ，それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産 20万円以上 (3) 自己破産以外の破産 50万円以上 (4) 会社整理 100万円以上 (5) 特別清算 100万円以上 (6) 会社更生 200万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は左の着手金の2分の1，報酬金は左の報酬金の算定方法を準用する。
報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は，配当資産，免除債権額，延払いによる利益，企業継続による利益等を考慮して算定する） ただし，前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	

8-2. 民事再生事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	
着手金	<p>資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 事業者 100万円以上</p> <p>(2) 非事業者 30万円以上</p> <p>(1) 小規模個人及び給与所得者等 20万円以上</p>	<p>※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。</p> <p>※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した</p>
執務報酬	<p>再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる。</p>	<p>た場合の着手金は左の着手金の2分の1、報酬金は左の報酬金の算定方法を準用する。</p>
報酬金	<p>1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。）</p> <p>ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。</p>	<p>※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。</p> <p>※民事再生法 235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、左の着手金(2)、(3)の2分の1、報酬金は、左の報酬金の算定方法を準用する。</p>

9. 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	
着手金	1の着手金の額の3分の2の額	※審尋又は口頭審
報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額	理等を経たときは、 1に準ずる。 ※着手金の最低額は10万円

刑事事件

1. 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件

報酬の種類	弁護士報酬の額			備考
着手金	それぞれ 20 万円から 50 万円の範囲内の額			④
報酬金	起訴	不起訴	20 万円から 50 万円の範囲内の額	
		求略式命令	上記の額を超えない額	
	起訴後	刑の執行猶予	20 万円から 50 万円の範囲内の額	
		求刑された刑が軽減された場合	上記の額を超えない額	

2. 起訴前及び起訴後の 1 以外の事件及び再審事件

報酬の種類	弁護士報酬の額			備考
着手金	それぞれ 20 万円から 50 万円の範囲内額の一定額以上 ※この範囲内で、各弁護士会が 1 の着手金と連続する形で『最低額』を定めます。お近くの弁護士会でお問い合わせ下さい。			④
報酬金	起訴前	不起訴	それぞれ 20 万円から 50 万円の範囲内額の一定額以上	
		求略式命令	それぞれ 20 万円から 50 万円の範囲内額の一定額以上	
	起訴後	無罪	50 万円を最低額とする一定額以上	
		刑の執行猶予	20 万円から 50 万円の範囲内の一定額以上	
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額	
		検察官上訴が棄却された場合	20 万円から 50 万円の範囲内の一定額以上	

3. 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続

報酬の種類	弁護士報酬の額
着手金	1件につき10万円以上
報酬金	依頼者との協議により受けることができる。

裁判外の手数料

1. 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

分 類		弁護士報酬の額（手数料の額）
定型	経済的利益の額が 1000 万円未満のもの	5 万円から 10 万円の範囲内の額
	経済的利益の額が 1000 万円以上 1 億円未満のもの	10 万円から 30 万円の範囲内の額
	経済的利益の額が 1 億円以上のもの	30 万円以上
非定型	基本	経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 10 万円 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 1%+7 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 0.3%+28 万円 3 億円を超える場合 0.1%+88 万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合		上記の手数料に 3 万円を加算する。

2. 内容証明郵便作成

分 類		弁護士報酬の額（手数料の額）
弁護士の 名の表示 なし	基本	1 万円から 3 万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
弁護士の 表示あり	基本	3 万円から 5 万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

3. 遺言書作成

分類		弁護士報酬の額（手数料の額）
定型		10万円から20万円の範囲内の額
非定型	基本	<p>経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下の場合 20万円</p> <p>300万円を超え3000万円以下の場合</p> <p style="text-align: right;">1%+17万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下の場合</p> <p style="text-align: right;">0.3%+38万円</p> <p>3億円を超える場合</p> <p style="text-align: right;">0.1%+98万円</p>
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。

4. 遺言執行

分類		弁護士報酬の額（手数料の額）
基本		<p>経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下の場合 30万円</p> <p>300万円を超え3000万円以下の場合</p> <p style="text-align: right;">2%+24万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下の場合</p> <p style="text-align: right;">1%+54万円</p> <p>3億円を超える場合</p> <p style="text-align: right;">0.5%+204万円</p>
特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と受遺者との協議により定める額
遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。

5. 任意後見及び財産管理・身上監護

- (1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理または身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料
1を準用する。
- (2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬
- (イ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合
…月額 5000 円から 5 万円の範囲内
- (ロ) 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合
…月額 3 万円から 10 万円の範囲内
- ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受け取ることができる。
- (3) 契約締結、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料
1 回あたり 5000 円から 3 万円の範囲内

その他

1. 顧問料

区分	弁護士報酬の額
事業者の場合	月額 5 万円以上
非事業者の場合	年額 6 万円（月額 5000 円）以上

2. 日当

区分	弁護士報酬の額	備考
半日	3 万円以上 5 万円以下	⑥
一日	5 万円以上 10 万円以下	